

福津市教育支援委員会での特別支援学級判定について

令和3年1月28日
福津市教育委員会

福津市教育支援委員会で、「**特別支援学級（情緒・言語）**」判定となった児童生徒の保護者が、どうしても特別支援学級に承諾されない場合、又は特別支援学級の新設ができなかった場合



特別支援学級への入級に承諾されない場合は、特別支援学級の見学等で学校と十分検討したことを確認の上で、保護者・本人が**通級**を希望すれば、「**特別支援学級判定**」は変えずに、「**通級による指導**」の対象者とする。

通級での指導を受ける中で、保護者から特別支援学級への希望が出てきた際は、新たに就学相談を受ける。

特別支援学級の新設ができなかった場合は、県からの通知後、保護者に連絡し、保護者・本人が**通級**を希望すれば、「**特別支援学級判定**」は変えずに、「**通級による指導**」の対象者とする。

※「**通級による指導**」の判定となった児童生徒は、特別支援学級を選択することは**できない**。

※「学校教育法施行令第22条の3 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類と程度」をもとに、通級に一致する障害区分がある「**特別支援学級（情緒）（言語）判定**」のみ該当する。

（例：特別支援学級（知的）判定は、通級対象者とはならない。）

参 考

- 【宗像市】 判定結果通りの就学。面談の状況から特別支援学級入級が難しそうな場合は、保留し保護者意向を確認した上、保護者の意向も含め再協議。総合的に判断し、通級となることもある。新宮町も同様。
- 【古賀市】 判定結果通りの就学が基本だが、どうしても特別支援学級入級に納得されない場合は、少しでも支援をしていく為、通級の選択肢を保護者に提案。
- 【福岡市】 情緒学級判定にどうしても承諾できない場合は、検討会で協議し、「情緒学級判定」は変えずに、受け入れ先の工夫として、通級でサポートしていく。